

非管理版

一般社団法人
群馬県エクステリア建設業協会
会 員 規 約

GECIA

GUNMA
EXTERIOR
CONSTRUCTION
INDUSTRY
ASSOCIATION



承認 理事長	審査 副理事長	作成者 事務局
山口	町田	矢野

制定日 : 2020 年 11 月 26 日 発行部署 : 事務局 文書 No. : GSK01-02	会員規約 改訂履歴	
---	--------------------------------	--

版数	制定／改訂日	改訂箇所(改訂理由)	承認 会長	審査 副会長	作成 事務局
1	2020/11/26	初版制定	山口	町田	青木
2	2021/7/10	第 2 条-1 JPEX と GECIA を切り離して記載 第 2 条-3 個人会員の創設 第 3 条-5 f項,g 項を追記	山口	町田	尾谷
3	2023/6/15	第 2 条-5. 【会員外の商品紹介・受注などの 営利を伴う講習会について】	山口	町田	矢野
4	2023/6/15	第 5 条-4 謝礼について追記	山口	町田	矢野

第 1 条 (当会の目的)

当法人は、エクステリア業に従事する会員相互の協力により、情報交換を進め豊かな住環境づくりを目的とし、その目的を達成する為に、次の事業に従事する人々のネットワーク作りの為に必要とされる事業

1. エクステリアに関する情報の発信に係る事業
2. 会員の資質の向上に関する啓発活動事業
3. その他前各号に附帯または関連する事業

第 2 条(会員の種類と入会資格、入会金、年会費、権限)

1. 正会員 (法人)

【入会資格】

- ・群馬県及び隣接する県内でエクステリア業を営む業者で法人格を有し、建設業許可を有していること。(建設業許可が無い法人は、入会后 2 年以内に取得していただく。)
- ・一般社団法人群馬県エクステリア建設業協会(以下、当協会という)を通して業界、地域業界の発展に寄与する気持ちを有していること。
- ・当会の活動に積極的に参加することと同時に、当会運営に参画する気持ちを有していること。
- ・社内にエクステリアプランナーを有する社員が在籍していること。
- ・社内規定で、お客様へのアフターフォロー基準を持っていること。
- ・他社社員の引き抜き行為をしない。
- ・施工品質、顧客満足度の継続的改善を行い、三方良し経営を実践していること。
- ・ JPEX への入会もされる場合は、JPEX 理事会にて JPEX 入会承認がなされること。
- ・ 当協会の理事会にて、全会一致の入会承認がなされること

【入会金】

別表 1 のとおり

【年会費】

当協会の年会費は年度初めに一括納入とする。金額については別表 1 のとおり。当協会に所属する J P E X 会員分をまとめて JPEX へ納入する。

【権限】

- ・ GECIA 総会にて議決権 1 票を有する。
- ・ 会員所属の全社員が GECIA の開催する催事に会員価格にて講習に参加できる。
- ・ J P E X 群馬県支部会員は G E C I A 会員として同時加入する必要があるが、G E C I A 会員は必ずしも J P E X 群馬県支部の会員になる必要はない。ただし、G E C I A のみの会員は J P E X 群馬県支部の会員としての活動権限を有することはできない。

2. 賛助会員 (法人)

【入会資格】

- ・ 日本国内において、エクステリアに関連する商材の製造、卸販売または流通に関する業務を行う法人であること。(植物、建機、建材、ソフトウェア等を含む)
- ・ 当会の活動に積極的に参加することと同時に、当会運営に参画する気持ちを有していること。
- ・ 他社社員の引き抜き行為をしない。

【入会金】

別表 1 のとおり

【年会費】

別表 1 のとおり

【権限】

- ・ GECIA 総会にて議決権 1 票を有する。
- ・ 会員所属の全社員が GECIA の開催する催事に会員価格にて講習に参加できる。

3. 個人会員（個人）

【入会資格】

法人登記していない個人事業主、非会員企業の被雇用者、フリーランス及び学生を対象とし、または非会員法人にてエクステリア業に従事する者を対象とする。

エクステリア業を営む法人の代表者及び役員は、個人会員への登録は不可である。

(※登録は群馬県エクステリア建設業協会会員の個人名となり、当協会への議決権は有さない。また、JPEX 群馬県支部への入会は不可である。また、個人会員の被雇用者が勉強会への参加は一般（非会員）扱いとなる。)

【入会金】

別表 1 のとおり年次ごとに見直し)

【年会費】

別表 1 のとおり（年次ごとに見直し)

【権限】

勉強会や情報交換会、その他理事会などの会議及び活動へ会員価格にて参加できる。
(参加は個人会員登録者本人のみ。)

4. 【入会金及び年会費の返金について】

すべての会員は、入会金及び年会費はいかなる場合があっても、返金されない。

別表 1	入会金	年会費	GECIA 議決権	GECI 催事 会員価格 参加	JPEX との 関係	GECIA の HP への 掲載	ブロック塀 診断 の物件斡旋
JPEX 群馬県支部 GECIA 法人正会員	JPEX 10,000 円 GECIA 5,000 円	JPEX 60,000 円 GECIA 30,000 円	有	全社員	公認 県支部 会員	リンク アドレス	JPEX から 有 GECIA 優先
GECIA 法人正会員	10,000 円 今年度 免除	30,000	有	全社員	無	リンク アドレス	JPEX から 無 GECIA 優先
GECIA 賛助会員	10,000 今年度免除	40,000	有	全社員	無	リンク アドレス トップペー ジバナー	無
個人会員	5,000 今年度免除	12,000	無	本人のみ	無	個人名 のみ HP へ 掲載	一部あり

5. 【会員外の商品紹介・受注などの営利を伴う講習会についての協力会費】

正会員・賛助会員・個人会員外からの商品紹介・受注などの営利を伴う講習会を開催するにあたっては、賛助会員との公平性からその講習会を行う業者または個人から、以下の表のとおり「協力会費」を徴収する。

会員外の商品紹介・受注などの営利を伴う講習会	時間	協力会費額
	1 時間以内	8,000 円以内
	2 時間程度	12,000 円以内
	半日程度	20,000 円以内
	1 日程度	35,000 円以内

第 3 条(入会登録及び退会)

1. 当会の入会においては、約款および本会員規約の内容に賛同し、原則として次の要件を遵守することを参加資格の条件とする。
2. 理事会の全会一致の承認があること。

入会法人の要件

- a. 当会の趣旨に賛同する法人及び個人を会員とします。
- b. 当会の担当者を置くことができること。
- c. 法令を遵守し、品質を向上していくことができる施工店であること。

※入会添付書類 1 式

- 入会申込書
 - 資格者一覧
 - 入会金+年会費
- 会社概要が変更の際は変更届けとして新たに提出すること。

3. 退会、除籍について

退会は書面を持って退会届を提出することで運営理事会において、これを承認する。尚、次に該当する場合、運営理事会の承認を経て除籍できるものとする。

- a. 著しく会の事業を阻害し、もしくは名称を傷つけた場合。
- b. 当会の情報の漏洩、または顧客情報の漏洩。
- c. お客様、賛助会員からのクレームが著しく多い場合。
- d. 理由なく半年以上会費を滞納した場合。
- e. やむを得ない理由で事業を中止したとき。
- f. 入会情報等に虚偽記載があった場合。
- g. 反社会的勢力との関係が判明した場合。

〈退会・除籍に際しての取り決め〉

- a. 当会および会員各社の情報漏洩をしない。
- b. 当会の商標、名称等を使用してのサービス提供はできない。

第 4 条(運営組織・総会・運営理事会)

1. 当会の運営にあたり、「理事長の事業所内」に事務局を設置すること。
2. **理事長及び副理事長の他一般会員 2 名、賛助会員の中から賛助会員会長を 1 名選出し、他 2 名を賛助会副会長として任命し、計 7 名体制で運営組織とする。また、上記 7 名を『運営理事』とする。**
運営理事任期は 1 年とし、最長 2 年まで再選を妨げない（理事長、副理事長は除く）

【総会】

3. 総会は毎年 4 月頃、年 1 回行う。
総会の成立は、会員の過半数の出席（委任状を含む）ものとし、また、その決議は、出席者の過半数の賛成によるものとする。
定時総会は運営理事会の決議に基づき、理事長が招集する。臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上の要請、または理事会が必要と認めた場合に開催する。
次の事項は総会の決議に依拠する。

- a. 活動報告
- b. 決算の承認
- c. 活動方針の決定
- d. 予算の決定
- e. 理事、監事の選任
- f. 規約の改廃
- g. その他、理事会で必要と認める案件

【運営理事会】

4. 運営理事会は年 3 回開催し、総会での決議を具体化する。
運営理事会の招集は理事長が行い、過半数の出席で、決定する。
次の事項は運営理事会の決議に依拠する。

- a. 総会の開催及び、提出議案の決定
- b. 運営理事の選任案
- c. 会長及び副会長の選任
- d. 入退会者の承認
- e. 専門部会の設置、改廃
- f. 対外的表明案の決定
- g. 運営理事が必要と認める案件

第 5 条(見舞い・慶弔・謝礼)

1. 当会では見舞い及び慶弔は一切行わないものとする。
2. 例外として行う見舞い及び慶弔については運営理事会の一任とする。
3. 見舞・慶弔について、知りえる情報は、随時事務局より発信する。
4. **講習会などの講師謝礼については以下の通り定める**

	時間	謝礼額
外部講師	2 時間程度	50,000 円以内
内部講師	1 時間程度	5,000 円以内
	2 時間程度	10,000 円以内
	半日程度	15,000 円以内
	1 日程度	30,000 円以内

尚、交通費及び宿泊費、税金等は当謝礼に含まれる。

但し、商品説明となる講習会は講師として含まれないものとする。

第 6 条(規約の変更)

本規約の変更は、総会により変更することが出来るものとする。但し、変更案の提出にあたっては運営理事会による全会一致の承認を必要とする。